

## 日常生活用具給付品目一覧

種別	種目	介護	在要	手帳区分			対象者	性能	上限額	耐用年数
				身	療	精				
介護・訓練 用支援用具	特殊寝台 (介護重複)	★		○			下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障がい者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000 円	8 年
	特殊マット (介護重複)	★		○	○		下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を必要とする身体障がい者(身体障がい児の場合は2級を含む。)及び重度または最重度の知的障がい者(児)。ただし、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600 円	5 年
	特殊尿器 (介護重複)	★		○			下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を要する身体障がい者(児)。ただし原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障がい者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000 円	5 年
	入浴担架			○			下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	身体障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400 円	5 年
	体位変換器 (介護重複)	★		○			下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要するもの。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障がい者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000 円	5 年
	移動用リフト (介護重複)	★		○			下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として3歳以上の者	介護者が身体障がい者(児)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000 円	4 年
	訓練いす			○			下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児で、原則3歳以上のもの	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100 円	5 年
	訓練用ベッド			○			下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児で、原則学齢児以上のもの	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの	159,200 円	8 年
自立生活支 援用具	入浴補助用具 (介護重複)	★		○			下肢又は体幹機能に障がいを有する身体障がい者(児)で、入浴に介助を必要とするもの。ただし、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障がい者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000 円	8 年
	便器 (介護重複)	★		○			下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者(児)が容易に使用し得るもので、手すりつきのもの。ただし、取換えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450 円	8 年
	T字状・棒状のつえ			○			平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい3級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	4,460 円	3 年

種別	種目	介護 要	在 要	手帳区分			対象者	性能	上限額	耐用年数
				身	療	精				
自立生活支 援用具	移動・移乗支援 用具 (介護重複)	★					平衡機能又は下肢若しくは 体幹機能に障がい有する 身体障がい者(児)で、家 庭内の移動等において介助 を必要とするもの	おおむね身体障がい者 (児)の身体機能の状態を 十分踏まえたものであつ て、必要な強度と安定性を 有し、転倒予防、立ち上が り動作の補助、移乗動作の 補助、段差解消等の用具と しての手すり、スロープ等 とする。ただし、設置に当 たり住宅改修を伴うものを 除く。	60,000 円	8 年
	頭部保護帽 (給付要件と して在宅で あることを 要しない)		なし				平衡機能又は下肢若しくは 体幹機能に障がい有し、 歩行や立位が不安定で頻繁 に転倒するおそれのある身 体障がい者(児)、重度若 しくは最重度の知的障がい 者(児)又は精神障がい者 で、てんかんの発作等によ り頻繁に転倒するもの	ヘルメット型で歩行が困難 な者が転倒の際に頭部を保 護できる機能を有するもの  ア スポンジ及び革を主材 料としているもの  イ スポンジ、革及びプラ スチックを主材料としてい るもの	ア 15,200  イ 36,750 円	3 年
	特殊便器						上肢障がい2級以上の身体 障がい者(児)及び重度又 は最重度知的障がい者で、 訓練を行っても自力での排 便後の処理が困難なもの。 ただし、原則として学齢児 以上の者	足踏ペダルで温水温風を出 し得るもの及び知的障がい 者(児)を介護している者 が容易に使用し得るもの で、温水温風を出し得るも の。ただし、取換えに当た り住宅改修を伴うものを除 く。	151,200 円	8 年
	火災警報器						障がい等級2級以上の身体 障がい者(児)又は重度若 しくは最重度の知的障がい 者(児)であつて、それぞ れ火災発生の感知及び避難 が著しく困難なもの。ただ し、火災発生の感知及び避 難が著しく困難な者のみの 世帯又はこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱によ り感知し、音又は光を発し 、屋外にも警報ブザーで 知らせ得るもの	15,500 円	8 年
	自動消火器						視覚障がい2級以上の視覚 障がい者で、盲人のみの世 帯及びこれに準ずる世帯又 は重度若しくは最重度の知 的障がい者で、知的障がい 者のみの世帯及びこれに準 ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎 の接触で自動的に消化液を 噴射し、初期火災を消化し 得るもの	28,700 円	8 年
	電磁調理器						視覚障がい2級以上の視覚 障がい者(児)が容易 に使用し得るもの	視覚障がい者又は知的障が い者が容易に使用し得るも の	41,000 円	6 年
	歩行時間延長信 号機用小型送信 機						聴覚障がい2級以上の聴覚 障がい者(児)で、聴覚障 がい者(児)のみの世帯及 びこれに準ずる世帯	聴覚障がい者(児)が容易 に使用し得るもの	7,000 円	10年
	聴覚障がい者用 屋内信号装置						腎臓機能障がい3級以上の 身体障がい者(児)。ただ し、原則として3歳以上の 者	透析液を加温し、一定温度 に保つもの	87,400 円	10年
在宅療養等 支援用具	透析液加温器						呼吸器機能障がい3級以上 又は同程度の身体障がい者 (児)であつて、必要と認 められるもの	身体障がい者(児)が容易 に使用し得るもの	51,500 円	5 年
	ネブライザー (吸入器)								36,000 円	5 年
	電気式 たん吸引器								56,400 円	5 年
	動脈血中酸素 飽和度測定器 (パルスオキシ メーター)								157,500 円	5 年

種別	種目	介護 要	在 要	手帳区分		対象者	性能	上限額	耐用年数
				身	療				
在宅療養等 支援用具	酸素ボンベ運搬車			○		医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者(児)	身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
	盲人用体温計(音声式)			○		視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
	盲人用体重計			○		視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)で、盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
	発電機又はバッテリー			○		呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)で、人工呼吸器、ネプライザー又は電気式たん吸引器を使用しているもの	人工呼吸器、ネプライザー又は電気式たん吸引器の機能を維持するためのものであって、介護者が容易に使用し得るもの	100,000円	10年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置			○		肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障がいであって、発声・発語に著しい障がいをもつ身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
	情報・通信支援用具			○		上肢機能障がい2級又は視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)	障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト 上肢機能障がい者(児)インテリキー、ジョイスティック等 視覚障がい者(児)画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000円	6年
	点字ディスプレイ			○		視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい有する(原則として視覚障がい2級かつ聴覚障がい2級以上)身体障がい者であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
	点字器 (給付要件として在宅であることを要しない)		なし	○		視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)。原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもので、次のとおりとする。 (1)標準型 ア 両面書真鍮板製 10,400円 イ 両面書プラスチック製 6,600円 (2)携帯用 ア 片面書アルミニウム製 7,200円 イ 片面書プラスチック製 1,650円	(1)標準型 7年 (2)携帯用 5年	
	点字タイプライター			○		視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)で、就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれるもの	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	63,100円	5年

種別	種目	介護	在要	手帳区分			対象者	性能	上限額	耐用年数
				身	療	精				
情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用ポータブルレコーダー					○	視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児）。原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	89,800円	6年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置					○	視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	115,000円	6年
	視覚障がい者用読書器					○	視覚障がい者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいものの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出す、又は音声化するもの	198,000円	8年
	盲人用時計					○	視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児）。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円	10年
	聴覚障がい者等用通信装置					○	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がい等を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障がい者（児）等が容易に使用できるもの	71,000円	5年
	聴覚障がい者用情報受信装置					○	聴覚障がい者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
	人工喉頭 (給付要件として在宅であることを要しない)		なし			○	喉頭摘出者	笛式 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 8,100円 電動式 70,100円	笛式 4年 電動式 5年
	埋込型人工喉頭 人工鼻					○	喉頭を摘出した音声・言語機能障がい者（児）で、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの	埋込型人工喉頭用人工鼻及び装着用具	月額 24,200円	
	人工内耳用電池		なし			○	聴覚障がい者で、人工内耳を装着している者	人工内耳対外装置に使用する電池	使い捨て（空気亜鉛）電池 月額 2,000円 (充電池との併給は不可) 充電池 年額 24,000円 (使い捨て（空気亜鉛）電池との併給は不可)	1年

種別	種目	介護	在要	手帳区分			対象者	性能	上限額	耐用年数
				身	療	積				
情報・意思疎通支援用具	暗所視支援眼鏡						夜盲又は視野狭窄の症状を有する視覚障がい者で、中心視野及び矯正視力0.1以上であると医師により認められるもの	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの	434,500円	8年
	点字図書						福祉事務所長が別に定める。			
排泄管理支援用具	ストマ用装具 (給付要件として在宅であることを要しない)		なし				人工肛門又は人工膀胱造設者	消化器系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型で、ラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋及び付属品 尿路系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で、尿処理用のキャップ付きのもの及び付属品	消化器系月額 8,858 尿路系月額 11,639円	
	紙おむつ等 (給付要件として在宅を要しない)		なし				ストマの著しい変形等によりストマ用装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で、排便若しくは排尿機能に高度の障がいがあるもの又は脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者 3歳以上65歳未満の者で、下肢若しくは体幹機能障がい2級以上、療育手帳A2以上又は精神障害者手帳1級以上のいずれかを所持していて、排泄の意思表示が困難であり、医師が紙おむつの使用を必要と認めるもの	紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品	月額 12,000円 月額 6,000円	
	収尿器 (給付要件として在宅を要しない)		なし				膀胱機能に障がいを有する身体障がい者(児)	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円	
居宅生活動作補助用具	住宅改修費(介護重複)	★					下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)を有する身体障がい者(児)であって、障がい等級3級以上のもの。ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障がい2級以上の者	障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの ア 手すりの取付け イ 段差の解消 ウ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路路面の材料の変更 エ 引き戸等への扉の取替え オ 洋式便器等への便器の取替え カ その他アからオまでの改修に附帯して必要となる住宅改修	200,000円	原則1回限り